

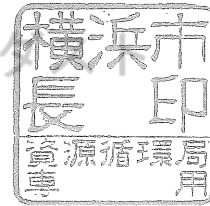
## 産業廃棄物処理施設 設置 変更 許可証

平成29年2月8日

住所 神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目3番地8

氏名 株式会社 アイダスト 代表取締役 杉山 哲平 様  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

この許可証写しは、電子公開用として掲載したもので、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4(委託契約書に添付すべき書類)には該当しません。  
また、この許可証写しを利用した営業活動および受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

株式会社アイダスト  
横浜市長 林 文子

許可の年月日	平成29年2月8日	許可番号	10360
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチック類		
設置場所	横浜市金沢区鳥浜町12番地32		
処理能力	5.22t/日(9時間)、0.58t/時間		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。